

17 陳情 第 1 号	男女共同参画青少年平和課の存続、発展を求める陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 17 年 1 月 26 日受理、平成 17 年 2 月 28 日付託
陳情者	新宿区高田馬場 _____ _____

(要 旨)

新宿区の「企画部・総務部組織の再編計画では男女共同参画青少年平和課は副参事ポストに変更される」との事ですが、わたしたち新宿区婦人問題を考える会ではこれを再考され、課として存続させることを陳情します。

特に今年は戦後 60 年の節目の年でもあり、国連でも平和に関するイベントを企画しており、アジアの国々、ヨーロッパでも世界の平和に真摯に向き合う企画が行われるでしょう。このように意義ある年に課から副参事へポスト替えすることで男女共同参画・平和行政がすすむとは考えがたい事です。新宿区男女共同参画推進条例も昨年 4 月に施行されたばかりです。これを進めるためにも、この課の活躍、発展が望まれます。新宿区が女性の力を発揚させ、平和を目指す、より活気ある区になるためにこの組織再編は的確なものか、再考することが必要なことは明らかです。

(理 由)

国際婦人年を契機として女性運動の波は高まりました。政府、各地方自治体も積極的に女性施策を推進しました。新宿区でも、1979 年には婦人青少年問題主幹を作り、『新宿区婦人問題会議』の設置、『新宿区行動計画』(昭和 56 年)『婦人情報センター』の新設等女性施策を積極的に進めてきたことはおおいに評価するものです。

ところが、新宿区は 1991 年に女性施策を「新宿区社会福祉計画」の一分野として吸収するという時代の流れに逆行する政策で私たちを失望させました。1997 年には「開かれた区政推進計画」中間まとめによる見直しと女性担当課を女性平和課にしました。今また女性施策を担当する課をポスト替えすることは女性施策を軽視しているのではないかと疑われます。

1995 年の北京世界女性会議の行動綱領をはじめ、各国の女性政策は強化されています。男女共同参画社会をどの様の実現していくのか？ 国、地方公共団体、国民の責任が問われております。

新宿区では世界中から人々が集まっており、そのかかえる問題も多様です。強力な力で女性施策を女性問題の解決を進めることは、新宿区男女共同参画推進条例の求めるところでもあります。

企画部・総務部組織の再編計画で、女性、子供、障害者に負担が増えることには反対です。

区は初期の先駆的立場を取り戻し、女性、母子のために積極的な施策を推進するよう陳情します。